

有田市個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の促進により本市における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、有田市個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、和歌山県個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱（令和8年4月27日脱政第35号。以下「県交付要綱」という。）及び有田市補助金等交付規則（昭和55年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、県が実施する「和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金に係る施工業者向け説明会」を受講した事業者によって設置されるもので、次の各号に掲げるもののうち、別表に定める補助対象設備の要件を全て満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備（自家消費型）
- (2) 蓄電池
- (3) コージェネレーションシステム

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら所有又は共有し、かつ居住する市内の戸建ての専用住宅（以下「住宅」という。）に補助対象設備を設置する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 有田市暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第3号の暴力団員等であると認められる者又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 同種の補助対象設備に対し、過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は有田市個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金の交付を受けたことのある者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施

要領」という。)別表第1に定める経費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に、補助対象設備の種類ごとにそれぞれ別表に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 申請の受付は、会計年度ごとに市長が別に定める日を期限として先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を終了する。

3 補助金の交付は、同一の住宅又は世帯につき、これまでに同種の設備において、和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は有田市個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金の交付を受けていないことを条件とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業を行う者は、前条の補助金の交付決定を受けた後でなければ、事業に着手(当該補助事業に係る契約締結又は工事着工のいずれか早い方の行為をいう。)してはならない。ただし、本市が県から県交付要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日以降に当該補助事業に係る契約を締結した場合であって、本市からの補助金の交付の決定を受けた後に補助対象設備に係る工事に着工する場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第9条 市長は、第7条の補助金の交付決定をする場合においては、次に掲げるとおり交付の条件を付すものとする。

(1) 補助事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、その他の法令及び関連通知並びに国交付要綱を遵守すること。

(2) 補助事業を行う者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(3) 補助事業を行う者は、市長から補助事業の遂行状況について報告を求められたときは、これに応じなければならないこと。

(4) 補助事業を行う者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業を行う者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産等」という。）について適切に管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。

(6) 補助事業を行う者は、補助事業の完了によって相当の収益が生ずると認められる場合において、市長から補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を求められたときは、これに応じなければならないこと。

(7) 補助事業を行う者は、法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

(8) 補助事業を行う者は、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について記録し、市長から報告を求められたときは、これに応じなければならないこと。

(9) 補助事業を行う者は、補助対象設備の使用状況等に関する調査その他市長が必要と認める事項に協力しなければならないこと。

(変更承認申請)

第10条 補助事業を行う者は、補助金の交付決定の通知を受けた後に、補助金の交付申請の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）に変更後の事業計画書、収支予算書及び当該変更の内容を証する書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金額の増額は認めないものとする。

(事業完了報告)

第11条 補助事業を行う者は、補助事業完了後速やかに事業完了報告書（様式第5号）に、補助対象設備の種類ごとにそれぞれ別表に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助事業を行う者は、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した事業完了報告書を前項に準じて提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告があったときは、必要な検査を行い、相当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業を行う者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業を行う者は、前条の補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助事業を行う者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業を行う者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 補助事業を行う者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業を行う者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部の実施が不要若しくは不可能となった場合（補助事業を行う者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 市長は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産について処分を制限するものとする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、法定耐用年数とする。

3 補助事業を行う者は、前項の規定により定められた期間内において、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業を行う者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

（書類の整備保管）

第16条 補助事業を行う者は、前条第2項で定める期間を経過するまで、補助金に関する書類を保管しなければならない。ただし、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第2条、第5条、第6条、第11条関係）

（1）太陽光発電設備（自家消費型）

<p>補助対象設備 （第2条関係）</p>	<p>（2）蓄電池と同時に設置する太陽光発電設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 本市の区域内に設置されるものであること。 3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 4 各種法令等に遵守した設備であること。 5 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 6 他の法令又は予算制度に基づき、国等の負担又は補助を得て導入するものでないこと。 7 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。 8 ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備（屋根一体型太陽光発電設備を除く。）でないこと。 9 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 10 太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満のものであること。 なお、増設の場合においては、既存分を含めて10kW未満のものであること。 11 既存の太陽光発電設備を撤去し新たに設置（リプレース）する場合は、温室効果ガスの削減効果に追加性があることに加え、以下の事項を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> （1）リプレース後に発電容量が増加するなど再生可能エネルギー導入に追加性があること （2）既存の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること （3）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定（同制度の買取期間終了後を含む）を受けている場所でないこと。 （4）架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。
<p>補助金額 （第5条関係）</p>	<p>70,000円/kWに太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値</p>

		のいずれか低い値 (kW 単位で小数点以下は切捨て) を乗じて得た額又は 350,000 円のうち、いずれか少ない額とする。
添付書類	補助金交付申請書 (第6条関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 自家消費計画書 3 収支予算書 4 (第8条のただし書きに該当する場合) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 5 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの) 6 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの) 7 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真 8 (補助対象設備を設置する建物の共有者がいる場合) 設備設置同意書 9 誓約書兼同意書 10 (新築等の建物に補助対象設備を設置する場合) 補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書
	事業完了報告書 (第11条関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書 2 収支決算書 3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し(内訳の記載があるもの) 5 補助対象設備の保証書の写し 6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真 7 電力系統への連系内容が確認できる書類の写し 8 振込先口座の通帳等の写し

(2) 蓄電池

補助対象設備 (第2条関係)	<p>(1) 太陽光発電設備(自家消費型)の付帯設備として設置する蓄電池であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2.ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。 2 本市の区域内に設置されるものであること。 3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 4 各種法令等に遵守した設備であること。 5 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>備は交付対象外とする。</p> <p>6 他の法令又は予算制度に基づき、国等の負担又は補助を得て導入するものでないこと。</p> <p>7 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。</p> <p>8 据置型（定置型）のものであること。</p> <p>9 20kWh以下のものであること。</p> <p>10 申請時点において、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業で「蓄電システム登録済製品」として、公表しているものであること。</p>
	補助金額 (第5条関係)	蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（ただし、14.1万円/kWhの1/3を上限とする。）に蓄電容量を乗じて得た額又は470,000円のうち、いずれか少ない額とする。
添付書類	補助金交付申請書 (第6条関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 収支予算書 3 （第8条のただし書きに該当する場合）補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの） 5 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの） 6 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真 7 （補助対象設備を設置する建物の共有者がいる場合）設備設置同意書 8 誓約書兼同意書 9 （新築等の建物に補助対象設備を設置する場合）補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書
	事業完了報告書 (第11条関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書 2 収支決算書 3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの） 5 補助対象設備の保証書の写し 6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真 7 太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類 8 振込先口座の通帳等の写し

(3) コージェネレーションシステム

<p>補助対象設備 (第2条関係)</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2.エ(ヌ)に定める交付要件を満たすこと。 2 本市の区域内に設置されるものであること。 3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 4 各種法令等に遵守した設備であること。 5 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 6 他の法令又は予算制度に基づき、国等の負担又は補助を得て導入するものでないこと。 7 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。 8 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度において登録されているものであること。 				
<p>補助金額 (第5条関係)</p>	<p>コージェネレーションシステムの価格の1/2又は300,000円のうち、いずれか少ない額とする。</p>				
<p>添付書類</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 920 531 1592"> <p>補助金交付申請書 (第6条関係)</p> </td> <td data-bbox="531 920 1402 1592"> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 収支予算書 3 (第8条のただし書きに該当する場合) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの) 5 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの) 6 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真 7 (補助対象設備を設置する建物の共有者がいる場合) 設備設置同意書 8 誓約書兼同意書 9 (新築等の建物に補助対象設備を設置する場合) 補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1592 531 2016"> <p>事業完了報告書 (第11条関係)</p> </td> <td data-bbox="531 1592 1402 2016"> <ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書 2 収支決算書 3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し(内訳の記載があるもの) 5 補助対象設備の保証書の写し 6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真 7 振込先口座の通帳等の写し </td> </tr> </table>	<p>補助金交付申請書 (第6条関係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 収支予算書 3 (第8条のただし書きに該当する場合) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの) 5 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの) 6 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真 7 (補助対象設備を設置する建物の共有者がいる場合) 設備設置同意書 8 誓約書兼同意書 9 (新築等の建物に補助対象設備を設置する場合) 補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書 	<p>事業完了報告書 (第11条関係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書 2 収支決算書 3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し(内訳の記載があるもの) 5 補助対象設備の保証書の写し 6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真 7 振込先口座の通帳等の写し
<p>補助金交付申請書 (第6条関係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 収支予算書 3 (第8条のただし書きに該当する場合) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの) 5 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの) 6 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真 7 (補助対象設備を設置する建物の共有者がいる場合) 設備設置同意書 8 誓約書兼同意書 9 (新築等の建物に補助対象設備を設置する場合) 補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書 				
<p>事業完了報告書 (第11条関係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書 2 収支決算書 3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し(内訳の記載があるもの) 5 補助対象設備の保証書の写し 6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真 7 振込先口座の通帳等の写し 				